

第 77 回 鎌倉市緑政審議会 会議録（案）

日 時：令和 3 年 7 月 27 日（火） 14 時 00 分～16 時 00 分

場 所：鎌倉商工会議所 3 階 301 会議室

出席委員：入江彰昭会長、押田佳子会長職務代理（オンライン出席）、岩田晴夫委員、上村真由子委員（オンライン出席）、松行美帆子委員、植木陽子委員、田中美恵子委員、山内政敏委員

欠席委員：飯田晶子委員、佐藤雄基委員、

事務局：吉田都市景観部長、古賀都市景観部次長、秋山みどり公園課長、後藤担当係長、菊地担当係長、奥山都市景観課長、永井都市計画課長（まちづくり計画部次長）、内田企画課長（共生共創部次長）、高橋環境政策課長（環境部次長）、

入江会長：第 77 回鎌倉市緑政審議会を開催いたします。はじめに、委員の出席について、事務局から報告をお願いいたします。

秋山みどり公園課長：事務局を務めております、みどり公園課長の秋山です。よろしく申し上げます。まず、事務局からのお願いとしまして、ご発言の際、マイクの使用に、ご協力をお願いいたします。委員の皆様それぞれにマイクをご用意いたしましたので、そちらをご使用ください。ご発言が終わりましたらマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。また、議事録作成のため IC レコーダーで録音させていただきますので、ご承知おきください。続きまして、委員の出席について報告します。飯田委員、佐藤委員から欠席のご連絡が入っており、押田委員がオンラインにて出席、また、上村委員がご自身の講義終了後に、遅れてオンラインにて出席される予定となっております。委員の過半数の出席がありますので、お手元にお配りしています鎌倉市緑政審議会規則第 3 条第 2 項の規定により、審議会が成立していることを報告いたします。なお、お手元にお配りしています事務局名簿の職員のほか、議事の関係上、環境部次長兼ねて環境政策課長の、高橋が出席しております。そして、事務局として関係職員及び鎌倉市緑の基本計画改訂業務の受託者である一般社団法人日本公園緑地協会がオンラインにて出席しております。なお、会に先立ちまして、令和 3 年 4 月に、山内委員が代表を務めていらっしゃる NPO 法人鎌倉みどりのレンジャーが、令和 3 年度緑化推進運動功労者に選ばれ、内閣総理大臣から表彰を受けたことをここに報告いたします。

入江会長：ありがとうございました。令和 3 年度緑化推進運動功労者の件は、おめでとうございます。内閣総理大臣表彰を受けられたことは、素晴らしいことだと思います。今お話しいただいた中で、押田委員、上村委員がオンラインでご参加されるということで、学期末のお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。それでは、次に、本日の次第と会議の公開の確認について、事務局から説明をお願いいたします。

秋山みどり公園課長：お手元にお配りしている「次第」について、説明いたします。

最初に「次第」の 1、審議事項として 1 件、次に、「次第」の 2、報告事項として 2 件、最後に「次第」の 3、その他の報告等を予定しております。配付資料は、お手元にある資

料1から3です。

会議の公開については、「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」によって定められており、「鎌倉市情報公開条例」第6条に規定する個人情報等に該当する事項について審議等を行うとき、その他、会議を公開することによって、公正・円滑な審議等が著しく阻害されるおそれがあるなど、会議の目的が達成されないと認められるときを除いては公開するものとなっています。

非公開とする場合は、その理由を明らかにした上で、会長が議題ごとに決定するものとし、また、会議中に非公開とする会議の範囲を変更する必要があると審議会が判断した場合はこれに従うものとしています。

後日掲載する会議録及び会議資料の公開範囲にも関係してまいりますので、このことを踏まえ、次第の内容と会議の公開についてご確認いただきますようお願いいたします。

入江会長：本日の次第及び会議の公開について、事務局から説明がありました。「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」に基づき、会議は公開することといたしますが、非公開とする会議の範囲がございましたらご意見等をお願いいたします。

(全員了承)

入江会長：それでは、会議を公開とし、この次第に沿って審議を進めさせていただきます。続きまして、傍聴者の確認についてです。事務局お願いします。

秋山みどり公園課長：7月1日号の市の広報及びホームページに記事を掲載したところ、2名の申込みがありました。傍聴を許可してよろしいでしょうか。また、記録用にモバイルパソコンの持ち込みを希望しています。持ち込みをお認めしてよろしいでしょうか。

(全員了承)

入江会長：ご異議がないようでしたら、傍聴者の入室及びモバイルパソコンの持ち込みを許可することとします。

(傍聴者2名入室)

入江会長：傍聴者の方は、私語、審議会等に対する発言、写真撮影や録音はお控えください。また、その他お手元の注意事項についてご配慮ください。会議に支障があると判断した場合は退室をお願いすることもありますので、ご了承ください。

1 審議事項

(1) 前回審議会会議録の確認

入江会長：それでは、次第の1、審議事項(1)、前回審議会の会議録の確認について、事務局からお願いします。

秋山みどり公園課長：前回会議録につきましては、資料1をご覧ください。前回審議会終了後に、

事務局から各委員に送付させていただき、ご確認をお願いいたしましたところ、各委員から、ご発言のあった箇所について文言修正のご指摘があり、ご指摘に沿って修正しております。内容のご確認をお願いいたします。

入江会長：前回の会議録につきましては、いかがでしょうか。ご指摘いただいている所はだいたい直していると思います。それでは、この資料により、前回審議会の会議録を確認し、確定といたします。

2 報告事項

(1) 鎌倉市緑の基本計画の見直しについて

入江会長：それでは、次第の2、報告事項(1)、「緑の基本計画の見直しについて」、事務局から報告をお願いします。

秋山みどり公園課長：「鎌倉市緑の基本計画の見直しについて」説明いたします。

前回の緑政審議会では、計画の後半部分をお示しし、ご意見をいただいたところです。一部のご意見を申し上げます。資料2-1をご覧ください。

表は、左から、番号、頁、委員名、質問・意見、回答・対応方針となっています。番号1及び2、押田委員及び岩田委員から、グリーン・マネジメント実践の考え方の図についてのご提案があり、本日、お手元の素案では、図を、平成23年度のものへ変更していません。後程、詳しく説明いたします

裏面に移りまして、番号19及び20、入江会長及び岩田委員から、特別緑地保全地区のうち、等覚寺及び上町屋の候補地を廃止することについて、「候補地を外してよいのか疑問がある。」などのご意見をいただきました。こちらにつきましては、事務局で再度検討し、候補地の位置付けを継続することとしました。このほか、表に記載のと通りの回答、又は、素案への反映としています。

続きまして、資料2-2をご覧ください。計画の「素案」です。素案は、前半部を1月に、後半部を3月に、本審議会へたたき台を報告し、ご意見をいただいております。適宜反映し、また、庁内の関係課長等で構成する検討会で確認や検討をしながら、作成してきたものです。計画全体の構成については、3月から大きな変更はありませんが、改めて説明します。

資料2-2、頁は12から13頁、計画の構成をご覧ください。まず始めに、「序章」は、本計画の概要を、計画の位置づけ、策定の経過、社会状況の変化、改定の趣旨、フレームなどを記載しています。続く、第1編は、鎌倉市がめざす緑を記載することとし、第1章では都市特性と緑の現況としまして、都市特性や緑の基本情報などのほか、緑の有する機能と、機能ごとの緑の現況を「歴史文化を守る緑」「安全安心をもたらす緑」など、7つに分け、示しています。また、緑の保全評価と課題を記載しています。

次に、第2章は、めざす緑の方向性として、基本理念やグリーンインフラの考え方、将来都市像を記載しています。

次に、第3章は、緑の将来都市像実現のための方針として、「歴史文化を守る緑」など7つの機能別の方針、及び、「保全」「整備」「緑化」「連携」の4つの施策について記載しています。続きまして、

第Ⅱ編は「緑の将来都市像実現のための制度・事業等」です。第4章では、計画の実現

に向けた考え方、施策と制度・事業の体系とし、グリーン・マネジメントやリーディング・プロジェクト、「保全」「整備」「緑化」「連携」の4つの施策、具体的な制度や事業の内容と方針を記載しています。

第5章では特定地区の保全・整備・緑化の方針としまして、都市計画等に定める区域である「歴史的風土特別保存地区」、「特別緑地保全地区」など、並びに、緑の基本計画で設定する区域「保全配慮地区」、「緑化重点地区」についての方針を記載しています。

第6章は、地域別方針となります、流域を踏まえた地域別の方針を記載しています。構成についての説明は以上です。

続きまして、1月及び3月に本審議会へお示しした計画のたたき台から、本日の素案で修正を行った具体的な内容について、担当係長が説明します。

後藤係長：続きまして、たたき台からの変更箇所を含めた、計画の内容について説明します。

資料の2頁をご覧ください。

序章では、計画の位置づけなどを記載しており、主に見やすさを重視した文言等の修正を行っています。

16頁をご覧ください。第1章、都市特性と緑の現況では、図や表を改めて精査し、必要な情報を盛りこむような修正を行っています。

66頁をご覧ください。第2章めざす緑の方向性では、基本理念を継承することやグリーンインフラの考え方を記載しています。

68頁をご覧ください。今回、入江会長にご協力をいただき、流域の区分図を、河川だけではなく、尾根の部分についても意識できるような図へ変更しています。

71頁から72頁をご覧ください。「緑の将来都市像」についての記載です。72頁は、本日配付した資料2-3に差し替えをお願いいたします。鎌倉市の地域特性を示唆する地図を背景に、緑の将来都市像をイラストや文章で示しています。

76頁をご覧ください。第3章緑の将来都市像の実現のための方針では、第1章で示した緑の7つの機能ごとの方針と、保全・整備・緑化・連携の施策について記載しています。

102頁をご覧ください。実現のための施策方針図です。本日配付した資料2-4でカラー表示したものをご確認ください。

104頁をご覧ください。「コラム 鎌倉市緑の基本計画とSDGs」を追加し、本計画により進める緑の施策がSDGsにどのように貢献するのか、例示することとしました。

106頁をご覧ください。計画の実現に向けた考え方、施策と制度・事業の体系では、グリーン・マネジメントやリーディング・プロジェクト、具体的な制度・事業の内容を記載しています。106頁、「グリーン・マネジメント実践の考え方の図」については、平成23年度版の99頁にある図を継続することとし、今回の見直しによるサイクルを、一番上に追加しました。

108頁をご覧ください。「リーディング・プロジェクト」については、3項目とし、「緑の質の向上」「緑のネットワークの形成」「多様な連携と資源の利活用」としました。109頁の中段に示すような仕組みの図で、ステークホルダーの役割などを示し、同じものを、112頁、114頁に、それぞれ図示しました。

116から117頁をご覧ください。「グリーン・マネジメントの実践の図」につきましては、

アクションプランを定めるとともに、本日の次の議題としていますが、毎年作成している「鎌倉市のみどり」で施策の実施状況を公表すること、PDCA サイクルの第 1 期を令和 7 年までとし、それ以降は 6 年間のサイクルで PDCA を行うことなどを、なるべくシンプルに図示することとしました。

120 頁をご覧ください。施策推進のための制度・事業の一覧です。

次の頁からは具体的な制度等の内容になります。

126 頁をご覧ください。市独自の緑地保全等に係る制度のうち、緑地の所有者への維持管理の支援策である保存樹木等、緑地保全契約、樹林管理事業に、令和 3 年度から開始した民有緑地維持管理助成事業を追加しています。奨励金型、直接施工型、補助金型など、複数のメニューが並行して運用されることとなるため、支援を受ける方にとっての分かりやすさや、着実に緑地の維持管理につながることなど、効果的で効率的な制度運用が課題です。今後、効果的な支援策について制度の再構築を検討していきたいと考えており、大きな矢印で示しています。

140～141 頁をご覧ください。地域制緑地等の指定目標、及び、施設緑地の整備目標です。それぞれ、中間年次の令和 13 年、目標年次の令和 23 年に向けた個所数や面積などの数値を示しています。

142 頁をご覧ください。「緑の基本計画が目指す緑地指定等の方針図」については、本日配付した資料 2-5 に差し替えをお願いいたします。

146 頁をご覧ください。第 5 章、特定地区の保全・整備・緑化の方針です。

151 頁をご覧ください。特別緑地保全地区については、等覚寺地区と上町屋地区の候補地を継続することとします。また、次の頁から始まる各地区の内容について、維持管理の目標例を、地区ごとの指定の方針や保全の方針に合わせ、文章の修正を行っています。

164 頁をご覧ください。都市公園等の整備や維持管理の方針を示しています。165 頁から始まる各公園の内容について、維持管理の方針は、レベル感を合わせた文章に修正を行っています。

169 頁をご覧ください。総合公園である鎌倉海浜公園について、図の概ね中央になりますが、坂ノ下地区周辺において、現在鎌倉漁港の整備が計画されています。これに伴い、海浜公園の都市計画区域の部分廃止が検討されており、本計画では、公園区域図の下の「整備の方針」に、「鎌倉漁港の整備計画と整合を図る」との記載をしているところです。

182 頁をご覧ください。第 6 章、流域を踏まえた地域別の方針を示しています。各地域の方針図について、なるべく見やすく大きな表示となるような配置に変更しています。

最後に、本日は資料の用意はありませんが、用語集などの資料編を追加する予定としています。素案の説明は以上です。

続きまして、今後のスケジュールについては、本日の素案について委員の皆様からのご意見がございましたら、それを反映し、令和 3 年 9 月頃にパブリックコメントを実施し、30 日間、市民からの意見を公募します。いただいた意見については、市の対応方針を定め、それを反映した最終の計画案を作成し、1 月ごろに開催を予定します本審議会への諮問・答申を経て、令和 3 年度内の計画確定を目指していきたいと考えています。

説明は以上です。

入江会長：ただいまの説明に対して、概ね 70 分、ご意見・ご質問をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。この時間の中でご意見をいただき、足りないところは概ね 1 週間程度を目安に事務局にご意見を提出いただければと思います。事前にお手元に資料が届いていたと思いますので、気になる所や事務局からの説明に対してご意見・ご質問等をよろしくお願ひいたします。

岩田委員：だいぶ直していただいて、良くなってきていると思います。

まず、12～13 頁に関してです。前回の見直しの時に、河川法で生態系に配慮した維持管理や整備について、第 6 章流域別の章に記載したものがあつたかと思ひます。生物多様性や在来生物保護の点が、ほとんど対応できなかったもので、今回の改定に当然入ってくるだろうと思ひていたところですが、しかし、目に見えた形で、どこに入っているのか。例へば、第 7 章を別に作成してそこに記載するのか、第 4 章に含めているのか、その点を事務局がどのように考へているのか知りたいです。合せて、追加で配付された資料 2-3 について、これを見ても、分かるような分からないような資料になっています。種の多様性の保全や種の保全についても認識されていないような印象を受けますが、その点いかがでしょうか。

入江会長：今、流域別の方針の所で外来生物法との関連を指摘していくのか、それともグリーンインフラやグリーン・マネジメントの方で指摘するものなのか。また、資料 2-3 に対するご意見がありました。

秋山みどり公園課長：生物多様性等の内容としましては、84 頁の「生き物を育む緑」の中で、市の方針を示しているところですが、「生態系ネットワークの骨格を作る、山・川・海浜の自然環境を保全します。」や、「身近な生物と重要性の高い動植物の生息・生育地となる緑を保全します。」など、具体的に数点あげてるところです。また、いただいたご意見等を参考に、書き加える必要のある項目について検討したいと思ひます。今回、7 つの緑の機能提示し、「安全安心をもたらす緑」「環境負荷を和らげる緑」については重きを置いて、順番を繰り上げ、「歴史文化を守る緑」の次に記載しているところですが、どれも極端に偏ることなく、バランスよく記載することとしました。生物多様性についても、これまでのたたき台ではページ数が多かつたこともあり、他の項目とのバランスを考へて内容を整理しています。

岩田委員：84 頁自体は非常に上手にまとめられており、期待はしているのですが、この後に続く何らかの資料が望まれます。これだけだと、これを見て具体的にどのような施策が展開されるのか、期待しづらくなつてきます。特に、他の構成と比べると、この部分は、写真とか他の資料などによる具体的なものが見えてこない。なかなか判断は難しいとは思ひますが、私も協力しますので、もう少し工夫していただきたい。今後の 10 年間を占うことになっていますので、お手をかけて申し訳ないのですが、もう少し頑張つていただきたいというのが感想です。また、資料 2-1 について、5 番目の私が発言した箇所に対応していただいて、「特別緑地保全地区について、現況を把握し、分析・評価をした上で保全の方針を定める必要がある。」との意見に対して、「計画見直しにあたり、特別緑地保全地区について調査を行い、当初決定時からの指定の理由とした環境や緑地の持つ機能等について大きな変化が無いことを確認しています。」とあります。私の認識としては、あるいは、現場

を知っている人の認識から、乖離しているように感じます。一つ、以前から心配しているのですが、PDCAの関係で、前回、しつこく意見したことについて関連があります。鎌倉市は財政が厳しいものですから、緑地や公園の管理をする場合に管理委託をする場合が非常に多くなっています。特に鎌倉市公園協会が苦勞しているようですが、それ自体は効率としてはいいのですが、その一方で、市役所内部の担当者が、現場に行けなくなっていたり、事務処理に忙殺されていたりします。そうすると、今までの色々な経験を持った方が、なかなか、継続的に知識や経験を後輩に伝えることができなくなっているということが一番心配です。一番困るのは、PDCAを回す場合に、Cの部分、つまりチェックがうまく機能していないのではないか、ということです。そして、この資料2-1を見て特に思うことなのですが、例えば管理委託している所は、現場で日々色々な管理作業をしています。草刈りから何から、色々な問題が出てきます。そのような、知識や現場の変化の状況、ノウハウといった情報が、現場にないと気が付かない。このような情報を、いかに管理受託者から吸収するかということについて、工夫をしないと、市役所内部でやっているだけでは、現場と乖離してしまうと思います。それを防ぐための手立てを考えていくべきだと思います。よろしくお願いします。

入江会長：貴重なご意見をありがとうございます。管理委託されている側との意見調整や、現場の声を、どこまで施策に反映できるか、今後のグリーン・マネジメントにとって大事であるとのこと。今のご意見に対して、事務局からいかがでしょうか。

秋山みどり公園課長：今回の計画改定にあたり、私たちも特別緑地保全地区の現地調査を行いました。私自身、10年前は見えていませんが、今回の調査で、全般的に良好に保全されている状況は確認しましたし、一方で手入れをしたら良いのではないかと思う所もありました。PDCAのチェック機能としましては、次の報告事項でもあります「鎌倉市のみどり」で、進捗と課題を抽出し、活かしていくということが続けてきました。それを、より活かせるようにしていきたいと考えています。委託先との連携や、みどり公園課や市役所の体制も、今後充実させていかななくてはならないと考えます。岩田委員が、継続的に緑化推進専門委員として見ていただいて、ご意見や報告書をいただいているところも、今後も引き続き連携し、しっかり反映させていきたいと考えています。しかし、現在の管理状況というもの、市の持っている緑地も多くありまして、安全の確保や近隣住民の要望対応など、維持管理作業を行っています。枯れた木の除去などで手一杯の状況です。生物多様性確保のために直接的に資する事業が、具体的にはありませんが、そういった状況も含めて、引き続き、PDCAの中でチェックして行って、改善には努めていきたいと考えています。

岩田委員：秋山課長は非常に仕事が多いのに現場を見ていただいて、ありがたいと思っています。私が一番心配しているのは、今は、秋山課長が非常に熱心に見ていただいているのですが、あとにどのような課長さんが来られるか分かりませんが、将来的に、5年後や10年後、どのように管理されているのか、非常に危惧している所です。現場の感覚というものをちょっと申し上げますと、市の職員が見て回る時には、例えば地形とか、大きな傾倒木が無いとか、大きな問題が無いとかいったことを最初にチェックすると思います。時間も限られるしあちこち見られないので、細かなところまでは見られないと思います。そのような場合の、最低限のチェックリストが出来ていないのではないかと。私は見たことがありませ

ん。鎌倉市のモニタリング自体、前から言っているのですが、私が本来やらなくてはいけないのかもしれませんが、誰でもチェックできるような、チェックリストをそろそろ作らなくてはだめなんだろうと思います。市の職員がチェックするためや、フィールドワークを行う市民の方がチェックするためなど、何種類かのチェックリストが必要です。現場で何も問題が無いように見えても、例えば中央公園では特定外来生物であるアゾラ・クリスタータがいます。そこら中に増えている。市内のほとんどの淡水域に入ってきている。これを駆除できずにいる。唯一駆除できているのが、夫婦池公園です。公園協会の熱心な職員が、ひざ上まで池に入って、手ですくって駆除してくれている。そこだけが唯一駆除できたところですよ。それ以外はどんどん増えている。それから、保全している緑地やオープンにしている緑地、広町緑地や夫婦池公園など、ほとんどの緑地や民有地は、トキワツユクサが繁茂してしまっている。一見ツユクサに見えるのですが、白い花で、どんどん増えてしまう。これも非常に大きな問題です。鳥については、ウグイスがかなりダメージを受けています。ガビチョウが至る所において、ウグイスの生息環境を奪っており、特定外来種です。トキワツユクサは要注意外来生物です。それから、温暖化の影響で、今一番、私が危惧しているのはランタナです。これは世界の侵略的外来種ワースト100に入っています。温暖化でいたるところに生えてしまっている。一見すると気がつかないような外来種、積極的に駆除しなくてはいけないものの増加や在来種が危機的状況になっていることは、実際にあるわけなのです。それが、なかなか気づきにくいのはしょうがないと思います。そのために、以前から秋山課長から相談を受けている、市民参加の自然環境調査みたいなものができたらいいと思います。それが、きっかけとなる必要があります。できたらチェックリスト、基本計画の中では「チェック体制を強化します」とか「チェックリストを作って整理しましょう」とかのレベルでいいです。現場レベルでのチェックリストの作成について、提案します。協力しますのでよろしくお願いします。

入江会長：岩田委員からPDCAについての意見も含めてだと思いますが、事務局からも、先ほど、116頁でグリーン・マネジメント実践のお話がありました。その中で、6年ごとや、緑の基本計画の見直しの時に、チェックやアクションも一緒に検討する、という図が、図4-9に示されています。このあたりの、定期的なチェックというところに、施策の評価というところがありますが、その内容のところ、今、岩田委員が言われたチェックリストといったものが入ってくるのではないかと思います。事務局いかがでしょうか。

秋山みどり公園課長：職員が、現場に行く機会がなかなか取れないといった状況が、現実にございます。岩田委員のような知識のある方に色々見ていただくのが、大変貴重なことだと思います。ご提案の調査やチェックリストは、このアクションプランの中でやっていければいいと思います。

入江会長：おそらく今のお話は、107頁にもありますような、これからのグリーン・マネジメントを実践していく上で、リーディング・プロジェクトに掲げた3つのテーマを進めていく上では、データや情報通信の活用や、あるいは持続可能な運営の体制とか、そのようなものもあります。そういったことを活用しながら、チェックができる体制を作っていくことが課題かと考えます。そのあたりを、緑の基本計画では、そのようなチェックをしていきます、ということに記載するのだと思います。その運用に関しては、さらに進めていくよう

な体制が大事なのだらうと感じています。

植木委員：今のところに関連して、しつこいようなお話になってしまうのですが、岩田委員がおっしゃっていたことは、すごくもっともだと思うのですが、もっと単純に、84頁の「生き物を育む緑」に関連する部分で、せっかく「緑を保全する」という文言がある中で、在来種と外来種の区別が、全くこの一冊の中には示されていません。一言も出てこないのがとても気になります。80頁でもササの下草を管理して植生を維持するとか、色々細かなことが書いてあるのに、外来種は残さないで在来種は積極的に残していこう、ということが、どこに入れるべきかちょっと分かりかねるのですが、どこかには入っていた方がいいのではないかと思いました。それに関連して、維持管理の部分で、大径になってしまった木は伐採していくというお話が書いてあるのですが、逆に、幼木や若木を育てる話はどこにもありません。そこも気になりました。一昨年、去年とナラ枯れの被害が広まっています。思ったほど、今年に入って枯れている木は多くはないのですが、いずれ枯れることが予想される木が多くある中で、若い木を育てていかないといけない場所が多くあります。私の自宅の前だけに限って言えば、道路際に出てきた幼木を内側に移し替えてみたりしたのですが、今年の草刈りで全部細いものは切られてしまったりしました。それも、下草刈りをされる業者さんに、少し、ご指導などもあるといいのかなと思うので、そのあたりのことも付け加えていただけると、より良い感じになっていくと思いました。

入江会長：最初の方は、在来種や外来種の文言はどこにあるのかということでした。事務局いかがでしょうか。

秋山みどり公園課長：「生き物を育むみどり」については、44から45頁に本市の現状を載せているところです。ここで、貴重種はこのようなものが事例としてあって、種類を記載させていただいています。注目種や減少が考えられる種、外来種や生態系への影響が危惧されるといった記載をしています。今日のご意見を踏まえて、在来種や外来種の書き方について、検討していきます。ナラ枯れの話について、市が対応することには、量が多いものですから限界があります。おそらく、市民生活に影響があるところを伐採して、チップ化する等、拡大を少しでも抑える方針に、今後していかなければいけない。伐採して更新していく、というのが基本だと思います。育てていくという観点も、今後事業を行っていく上では考えていきたいと思います。

岩田委員：今に関連して、44頁、45頁のところなのですが、まず今の植木委員の意見にはもちろん賛成なのですが、一般の方に誤解を招くと嫌だなと思ひまして申し上げます。まず、ここでは、自然環境調査の指標となる生物が、貴重種や注目種のような形で取り上げられていますが、貴重種とか注目種だけを守ればいいという考え方をされると困ります。貴重種等を守るには、当然、普通種が普通にいなければいけない。つまり普通種の保全の事も考えなければいけない。そういうことが分かっていると、逆にアンバランスになってしまうと考えます。例えばよくある話ですと、ホテルが大事だからホテルだけ守ろう、ホテル以外のことはやらない、となるとバランスが悪くなってしまいますので、その辺のバランスをとっていただけるように行政の方でやってほしいと思います。前回の見直しの時に、後ろの方に私が書いたと思うのですが、外来種について2行くらい、鎌倉市に特定外来種がどのくらいいるのか書いています。また、以前、鎌倉市野生鳥獣対策協議会でクリハラリス、

いわゆるタイワンリスの防除実施計画を鎌倉市が策定しています。それ以降非常に熱心に防除を実施されています。こうした、アライグマやタイワンリスに対して防除実施しているということも書いていない。こうしたことは市民にきちんと伝わるといいと思います。市として、こうした活動を、もう少しアピールしてもいいのではと思います。指標の設定についてですが、例えば生物多様性や種の保全について配慮する時に、こういうものに重点を置きましょう、といった概略的な文言しか出てきていないので、指標を水系や流域ごとに設定するといいと思います。例えば滑川であれば、今までコイを守ってきたけれども、コイは非常に水質が悪化していた 1970 年代当初に市民に着目してもらって役目を果たしてきました。しかし、今は在来種の保護についての視点から見ると逆に被害が多くなってきたので、そろそろコイには引退してもらって、例えばアユをメインにして川の維持管理、例えば身近な川との付き合いを考えていこう、など、現状に合わせて上手くやっていくといいと思います。幸い、秋山課長は河川に詳しいので、ぜひお願いしたいと思います。生物多様性の保全については、当初策定時に、緑地の効果を 1～3 段階にまとめ、市内の核となる緑を示しました。それがこの 20 年である程度保全されました。維持管理に課題は残っています。生物多様性保全という考えの中で、改めて拠点として活用するといった考え方もできるのではないかと思います。中央公園は特に、1 工区から 3 工区まで段階的に整備をしてきましたが、1 工区はほとんど犬の散歩のエリアとなってしまっており、問題が多いと思います。また、リーディング・プロジェクトにも繋がるんですけども、例えば、中央公園は元々の基本計画を策定した時に私が当時モニタリングし提言して、ストックヤードを確保していただいた所が、現状では駐車場になっていたり、色んな課題があります。公園を市民の方が自由に利用されることは当然ですが、種の保全というのを考えると、それと同じくらいにストックヤードを積極的に確保する必要があると思います。特に隣の山崎・台峯緑地は、まだ整備をしていますし、来年かそれ以降に、一つのリーディング・プロジェクトとして、ストックヤードの確保を考えていくといいと思います。そういう風にして種の保全を担保していかないと、いつの間にか大事なものがなくなってしまうと考えます。例えば、鎌倉市の一つのシンボルであるリンドウはほとんど絶滅していて、残って保護されているリンドウは実は鎌倉の本当の姿のリンドウではありません。現在、谷戸の湿地で日陰にあるタイプのリンドウは残っているのですが、日当たりのいい斜面なんかには生えている本来の姿のタイプのリンドウは全部盗掘されてしまって、ほとんど絶滅しています。もしかしたら近郊緑地等の地域には残っているかもしれませんが、そのような現状があります。そういう、マニアに狙われる生き物を指標にしてしまうとまずいので、内部的な指標と市民向けの指標というのは分けなければいけない、内部で維持管理の目標の一つとしての指標を設定しなければいけないと思います。それから、例えば鎌倉市は行政区の全域が鳥獣保護区になっていて、それは全国的に見ても恐らく鎌倉市だけだと思いますが、それは我々の先輩、昔の人が非常に苦勞されて指定されたものです。今では真鶴半島を巣立ったクロサギが稲村ヶ崎へ来て餌を捕ったりしています。そういったところを勘案して、稲村ヶ崎の東側は、特別鳥獣保護区に指定してもおかしくないと考えます。この辺りをもう少しアピールして、一つの目玉の事業として考えてもいいのではないかと思います。以上です。

入江会長：貴重なご意見ありがとうございます。今岩田委員からあった、指標を水系ごと、流域ごとという話もありましたが、場合によっては流域別の方針のところいくつか、岩田委員とご相談しながらになるとは思いますが、差し支えない範囲で生き物の写真を入れるとか、あるいは、場合によっては生き物の名称を入れてしまうと先ほどの盗掘だとか色々話が出てきてしまうでしょうから、その辺り少し事務局ともご相談しながら変えられるところは変えていくといいのかなと思いました。他の委員の皆様はいかがでしょう。

山内委員：今回の改定版の全体を見させていただいて、当初からお願いしておりました、市民に分かりやすい基本計画という意味では、図とか絵をふんだんに入れていただいて、私的には見やすくなったとか分かりやすくなった、手に取りやすくなったというように思います。ありがとうございます。入れていただいた図を細かく見ていくと、図と図の整合が取れていなかったり、テキストをあまり読まずに図だけ見て内容を理解しようとする、これはなんだ、といった図表がいくつかありますので、図表のところについては今一度見直しをお願いできればと思います。具体的に言いますと、109 頁の図の 4 の 2 と、112 頁の 4 の 6、それから 114 頁の 4 の 7 で同じような図を使ってそれぞれの説明をされているのですが、テキストの内容と異なっていたり言葉遣いが違っていたりする、テキストに書いてある内容がきちんと盛り込まれるとよいと思います。細かい点についてはまた後で事務局の方にお知らせしますけれども、114 頁の図の 4 の 7 の「担い手の育成」というところについては、それぞれの登場人物である行政と企業と市民ボランティアのところについて、表現はされているのですが、恐らく右側の点線の中が実際に活動する人達だろうという風に見ると、ここに事業者・企業・行政、それから我々としては企業の CSR 活動や教育機関や学生のボランティアにも、ぜひ担い手になって欲しいという意向があります。また、みどりのレンジャーでもやっているのですが、行政との共同管理事業、具体的にいうと文化財課等と共同管理を行うことで、行政の方にも緑の担い手になっていただくというような図になると良いんじゃないかなと思います。よろしく願いいたします。他に、もう少し注釈を付けた方がいいとか、分かりづらいといった細かいところについては、また別途事務局の方にお知らせしたいと思います。よろしく願いいたします。

入江会長：山内委員ありがとうございます。事務局の方、お願いいたします。

秋山みどり公園課長：今、ご指摘いただいた各リーディング・プロジェクトについては、緑の質の向上に対する各ステークホルダーの取組の仕組みのようなものを図示化したものなんです、ご指摘いただいたところについては、後日直させていただきたいと思います。こちらの方はそれぞれ、リーディング・プロジェクトのネットワーク形成に対する各ステークホルダーの関わり方、多様な連携と資源の活用の構図について、より分かりやすくなるようにしたいと思います。

入江会長：ありがとうございます。確かに山内委員が言われるように、以前、学校ボランティアや大学や中高生等、クラブ活動と連携しようという話があったと思います。その辺り、図の 4-7 に少し文言が入ってもいいのかなと。他、いかがでしょう。

植木委員：前回の案には入っていなかったと思ったのですが、コロナウィルスの関係のことが少し入っています。21 頁の「鎌倉市の動向」一番下の「新型コロナウイルスの危機」、51 頁に評価の 3 番目に「コロナで公園のニーズが高まりました」というのがありまして、まず、

21 頁の方、緑地の関係の出来事に、新型コロナウイルス危機というのが入っているのは適当なのかという違和感を覚えました。また、51 頁の方の評価のところ、評価なので良いことだけ書くのではなく、マイナス面だったことも書いてもいいのかなと思います。この、公園のニーズが高まったというのがまるで良いことのように書かれているのですが、良い面もちろんありますが、コロナのせいで、外に出ればいやとかたちで公園がとても密になっていました。全部の公園がそうだったかは分かりませんが、普段来ないような方々が押しかけて、挙句に不適切な利用を實際されていたという現状がありますので、コロナが流行って公園はすごく人気があって良かったよ、というような書かれ方には若干の違和感を覚えました。このため、ニーズが高まりましたが問題もありましたというようなことが、書かれてもいいのかなと思います。実際、密になってしまったのは防ぎようがなかったのかもしれませんが、普段出ないような人が身近な公園で火を使って飲み食いをしたり、池の生き物を捕ったりということが実際にありましたので、その辺りの、良かったことだけじゃないという内容もあった方がいいのかなと思います。

入江会長：ありがとうございます。今のご意見は51 頁のところかと。基本的には、コロナウイルスに関するというお話ですけれども、公園の価値が高まったというようなことの位置付けなのかと思いますが、いかがでしょう。

秋山みどり公園課長：51 頁の点につきましては、公園のニーズが高まったということで、これまで使われてなかった人が、使い方は良くなかったにせよみんなのための公園ですので使っていただくことは良いことだという風に思います。また、使い方については、最初は使い方が悪い人もいらっしゃるかもしれないですが、そういうのは乗り越えていかなければいけないものなのかなと思っています。記載としては、もう少し検討したいと思います。また、21 頁の方については「鎌倉市の動向」と書いてありますので、記載の方は考えたいと思います。東日本大震災が発生したものと、新型コロナウイルスの危機というのは、人の考え方や生活を大きく変えた出来事だったのかなと思いますので、記載の仕方を検討したいと思います。

入江会長：山内委員どうぞ。

山内委員：今の意見に関連いたしまして、私も21 頁の鎌倉市の動向の「新型コロナウイルス危機」というのはいらないと思ったんですが、逆にこういった出来事を入れるのであれば、数年前の台風被害による崖崩れ・倒木があったというのがどこにも書いていなかったもので、そういう意味では違和感を覚えました。それと同様に、5 頁の「緑に関する主な動向」というところにもコロナウイルスの表現があったのですが、ここにこそ、台風によって数百箇所崖崩れや何百本という木が倒れたという、災害の出来事を記載していただきたいと思っています。

入江会長：ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

秋山みどり公園課長：5 頁と21 頁の方はコロナウイルスと東日本大震災同様、市民の防災意識が高まっていくきっかけになったのが令和元年の台風だと思います。それについて緑地に対する市民の認識も変わってきていますし、公園についても、コロナ危機によってみなさんの考え方も変わってきているということで、その辺りの生活様式が変わってきているところは、我々も考え方を時代に合わせて変えていかないといけないという風に思ってお

ります。どう入れ込んでいくかというのを、再度検討していきたいと思います。

入江会長：松行委員、お願いいたします。

松行委員：細かいところなのですが、資料の2-3で将来の都市像を表していただいているのですが、文字が多すぎて都市像がよくわからないというのと、3つのフォントの違いがよく分からないというのがあります。ここをもう少し工夫して、都市像というからにはパッと見で分かるようにした方がいいのかと思いました。あとは、126頁の図の4-11なのですが、ご説明を聞いてから理解したのですが、多分何も説明を聞かないと、この図がなんなのかというのが分からないと思います。恐らく、一番上の表の「方針」というものの2つ目の持つ効果的な制度運用を図るため、現行制度の再構築を検討しますというものの図だと思うのですが、直接施行型や奨励金型の説明が文章でもどこにもないですし、ここってというのが分からないので、矢印が伸びているところに説明を加えるなどして、せっかく図を入れるのであれば分かりやすいようにした方がいいと思いました。また、今、私は鎌倉市まちづくり審議会の方の委員もやっております、まちづくり条例を変えていこうという議論をしております。その中で、例えば大規模な開発をする時に、こういった鎌倉市の他の計画との整合性というのをきちんとチェックしていこうという議論がありました。そういう風になったら、もちろん緑の基本計画をディベロッパーの方が見て、私たちのようなまちづくり審議会の者も見ていくと思うんですが、図を沢山入れていただいているのは素晴らしいことだと思うのですが、どれを見ればいいのかというものが正直あります。それは多分ディベロッパーの方だけではなく、例えば、庭がある家に住んでいる人や、緑地を持っている人も同様だと思います。恐らく基本計画を全部は読まないと思うので、自分の住んでいる所や持っている土地の緑の位置付けがどれで、どの図を見たらいいのかというのが分からないというのが正直な感想です。具体的にどう変えてほしいかというのは、すいませんがまだノーアイデアなのですが、それぞれ基本計画を使う人を想定し、どこを特に見た方がいいというようなことが分かると、もっと使いやすくなるのではないかなと思いました。

入江会長：ありがとうございます。ユーザー目線でというようなことのお話が最後かなと思います。

その前段の、緑の将来像、資料の2-3について、フォントが3つありますが違いは何ですかということと、126頁の図の4-11の図をもう少し分かりやすくというのがありました。事務局いかがでしょうか。

後藤係長：緑の将来都市像のフォントの違いについて説明させていただきたいと思います。資料2-2の71頁をご覧くださいなのですが、71頁の次の頁に緑の将来都市像の頁が入ってくる予定です。緑の将来都市像（イラスト）の方の一番大きな文字が、71頁の①や②、③という項目と整合するような書き方にしています。それぞれの配置については、例えば、緑と歴史文化が融合した都市、71頁では②という風になっているのですが、一番は場所的に関係が深そうな旧鎌倉の周辺の辺りに置いたり、位置についても一番関係の深いような所に配置しています。また、黒い小さい文字とイラストの上についているものは、並列であるようなものと考えておまして、まずはイラストの説明となっているタイトル、これは緑の将来都市像としてイメージできるようなものを示しているのですが、それと並列なもので、かつイラストにどうしても落とし込めなかったもの、例えば「緑の中で暮らす」や

「自然環境を守る」というものは、文字だけにして入れるような書き表し方になっています。こちらにつきましても、見やすさという点で課題がまだあると思っているので、少し修正をして参りたいという風に考えています。

入江会長：126 頁の図の 4-11 の民有緑地の維持管理の部分。矢印が伸びているところにもう少し付け加えられないかという話もありましたがどうでしょうか。

後藤係長：まずは、直接施行型、奨励金型、補助金型というのは、これまでの緑政審議会の中の説明ではしてきたところではあるのですが、この資料 2-2 の中では初めて出てきてどこにも結び付いてこないということで、これを最終的に目にする人にとっては分かりにくい資料になっているという風に思います。ですので、その辺の文言を追加するのと、あとはどのあたりが課題なのかというところを、矢印に追加するなどして見やすいものに変更していきたいと思っております。

入江会長：ありがとうございます。その辺りはもう少し見やすくするというで解決していければと思います。他、いかがでしょうか。

押田委員：細かいところで恐縮なのですが、49 頁のデータの件でお尋ねしたいのですが、図の 1-26 が「街区公園の面積別の構成」になっていて、1-27 が「既設公園の経過年数別の構成」になっていて、どちらも 235 公園なんですけど、データのソースは一緒ですか、というのが 1 点目です。データのソースが一緒であるならば、文言が違うとややこしいので、もしそうであれば統一してください。もし違うのであれば問題ありません。2 点目が、先程もご意見あったのですが、かなり図が加えられて、見やすさを意識されているのは分かるのですが、70 頁の「緑を活かす」のところの図ですが、自然の持つ多様な機能を活かしますとあって、緑の外側に機能が書いてあるのは分かるのですが、上の四角から下の四角に向かって矢印があるのですけれども、この変化は何を意味してるのか、もし何かあるのであれば分かるように示していただきたいと思います。最後は要望です。以上です。

入江会長：押田委員、ありがとうございます。最初にご指摘いただいた、データのソースが同じですか、ということですが、事務局いかがでしょう。

秋山みどり公園課長：基本的には、令和 2 年度版の鎌倉市のみどりから作成していますので、データのソースは一緒だと思います。これは街区公園と書いてあるから街区公園で、既設公園というのは街区公園以外もあるから数字が違うというような話ということですか。

押田委員：それぞれを足してみたらどちらも合計が 235 公園で一緒なので、同じなのかなと思ったので伺いました。もしどちらかが違うようであればご修正いただいて、また、同じものであるならば文言を揃えていただけたらと思います。

秋山みどり公園課長：分かりました。確認して修正等行いたいと思います。

入江会長：ありがとうございます。70 頁の方の矢印についてお願いします。

秋山みどり公園課長：こちらの上から下というのは、公園等が整備されて避難場所ができたり、木の手入れするような形で機能が活かせるようになるというような図なんですけど、前のページも含めて概念的なところになってきますので、より見やすい方法が考えられれば、将来都市像と同じように苦慮しているところなんですけど、時間のある限り検討していきたいと思っております。

押田委員：ぜひともお願いいたします。ありがとうございます。以上です。

入江会長：ありがとうございます。岩田委員お願いいたします。

岩田委員：3点あります、今の70頁もそうなんですが、イラストをいっぱい入れていただいたのは良いのですが、中途半端に入れると逆に誤解を招く可能性があるのでは慎重に判断しなければならないと思います。例えば11頁に人口の推計が出ているのですが、このような大きなグラフを入れる必要があるのかというのが、まず疑問です。また、有効桁数を全く認識していないと思います。2060年の人口を、下3桁419人まで含めて推計する必要があるのか、信頼度はどの程度なのか等の疑問があります。ここは例えば、推計部分の1000人以下のところは0にしたり、そういう風にしたらいいと思います。また、グラフは半分くらいの大きさで、その分のスペースをもっと有効活用してほしいと思います。現行の緑の基本計画の136頁についてですが、指定目標はパッと見て分かるようになっていますが、例えば、この当時で中間年次として2020年を指定していますが、今回の改定においてはその中間年次を過ぎていますので、その総括や評価をどこかに書いていただければと思います。例えば、10頁に改定の趣旨というのがあるので、その前提として、こういう評価だったのでこのように改定を検討しています、という風に経緯を丁寧に追加していただきたいと思います。それから案の140頁ですけれども、前回の改定の時に見落としていたのですが、以前、近郊緑地保全地域の格上げとか拡張をすることでボランティアに協力をお願いして、自然環境調査を行い、無事に自然環境保全地域や近郊緑地保全地域を拡大したり、あるいは特別保全地区に格上げしたということがありました。しかし、自然環境保全地域が鎌倉市にあったということ自体が、この表から消えてしまっています。これは、下にスペースがこんなに空いているのに、消されてはまずいのではないかと思います。多分、今回改定した後に緑の基本計画を見る人というのは、最初の緑の基本計画を見ることは無いと思うので、過去の流れが確認できるような表を入れるなど、丁寧に作るといいと思います。それから、これだけスペースが空いているので、自然環境保全地域がどうして抹消されて近郊保全地域に取り込まれたのかということと、もう1つは、保安林がかなり雑に扱われていますが、保安林は鎌倉市であちこち指定されており、砂防関係等の色んな特性があるので、2・3行で収まると思うので、そういったところを丁寧に記載していただければいいと思います。よろしくお願いします。

入江会長：岩田委員、ご指摘ありがとうございます。人口のグラフ・推計のグラフがこんなに大きくなくてもいいのではないかと話、あとは、前回の基本計画の136頁、中間年次に関する評価というのは、今ご指摘いただいていた今回の改定案の4-2の中ではどのような位置付けになっているのか、そのあたりの評価ができていないのかというお話もありました。事務局いかがでしょうか。

秋山みどり公園課長：緑の基本計画に必須で載せることになっているので人口推計は入れております。人口が減り、少子高齢化が進むという中で施策を進めていくということもありますが、この表自体が適切かどうかというご指摘のとおりだと思うので、記載については考えたいと思います。また、自然環境保全地域など、前回の基本計画にも載っておらず私も認識していなかったところで、知識もなく申し訳ないのですが、ご指摘いただければ記載について検討していきたいと思います。評価について、これまでの評価を前々回のたたき台において載せるかどうかという検討をしてきたと思いますが、検討の中で振り返った上で、

この計画にはその振り返りは載せないということで前々回の緑政審で説明をさせていただいたところですが、そのあたりの資料をもう一度見直してみたいと思います。

岩田委員：鎌倉市の緑の基本計画は全国的に見ても高い評価を受けているので、もう少し積極的にアピールしていても良いのかなと思います。マイナスの意見ではなくプラスの意見として、大きな失敗もなく順調に進んでいると思いますので、そのあたりをしっかりと継続する、あるいはそれ以上にやっていくというコメントがあっても良いと思います。先ほどのグラフの件で、我々から見るとかなりこのグラフはレベルが低く、こういうグラフが入っていること自体が全体の計画の信頼度をなくしてしまうので、ぜひ手直しをお願いしたいと思います。

古賀次長：先ほどの松行委員からのまちづくり条例の改定の件のご意見について、実際に改定の作業に加わっている立場として補足を申し上げます。まず自分の土地がどういう規制区域でどういう位置付けになっているかというユーザー視点の件ですが、これはまちづくり審議会事務局のまちづくり計画部が『まちづくり読本』というものを作っており、それが一番ぱっと見てわかりやすい内容になっております。次に、実際に開発事業者とかディベロッパーとかに対し緑の基本計画をどのように位置付けていけば良いかという点ですが、まず許認可の立場から申し上げますと 2 頁の四角の下のところに「緑の基本計画の策定により、直接的な土地利用制限等の規制が及ぶものではありません」と予防線を張っておりますので、ここに書いてあるからこの土地利用はできませんとはなかなか言いづらいところがあります。ですので、業者がこれを見て自主的に何かするというのはないのではないかと思います。逆に、まちづくり条例に基づく大規模開発事業における市長の助言・指導ですとか、今後改定の中で検討しているレビュー制度などにおきましては個別具体の土地利用について、このような市の考えがあるのでこういうことをやってくださいと行政側から事業者に向けていくようになるのかなと思っています。それを聞いて事業者側がそれを取り入れて良い開発にしていこうというところが出てくれば、今後その視点からその開発計画自体を評価していくというような改定しようとしている流れに繋がるのかなと思いましたので、そういった流れが作れるように事務局とも調整していければと思いました。

秋山みどり公園課長：松行委員のご指摘のところ、事務局では地域別の方針で、例えば大船地域は都市型の区域なので緑化をしていこうとか、鎌倉地域は歴史的な緑を守っていきましようとか、ディベロッパーが住宅のコンセプトを決めるときにご覧いただいて特色などをつかんでいただきたいと、そのようなことで流域を踏まえた地域別の方針を今回より具体的に、図も大きくしてイメージできるように編集したいと思っています。ここに岩田委員もおっしゃっていたように、例えば 186 頁の図のような、今は観光的な施設しかないのですが、こういうところに地域の特色を入れ込んでいければと思います。何かご意見があればいただきたいと思います。

岩田委員：聞いたことがなかったお話もあり大変参考になったのですが、先ほどの『まちづくり読本』について、PDF か何かでダウンロードできるのか、後で教えていただければと思います。意見について、2 頁の最後のところで「規制が及ぶものではありません」と書かれているのですが、緑の基本計画を策定する側としてはこれを読んで市の窓口で相談してくれると嬉しいなというようなことはあるのでしょうか。ありませんとなると、ではどうでも

良いのだなとなってしまうので、そうではなく、業者に色々と指導されていて、苦勞されているのも知っているので、緑の基本計画に関連してお困りのことがあればこの窓口にどうぞというような、相談されるような雰囲気の記事にできると良いなと思います。

入江会長：緑の立場から見た鎌倉市の方針ということになりますので、市民の方や業者の方々に参考になれるようなものになれば良いなと思います。そのあたり、文言をもう少し検討したいと思います。

山内委員：2点要望があります。7ページと62ページの「ボランティア活動の限界」というところで、高齢化により依存が難しいと書かれていますが、これを高齢者の方が見たときに「もう自分は要らないのだな」と思われぬような書き方にしていきたいと思います。見方によっては、高齢者の方は担い手として厳しいですと取られると嫌だなと思い、たとえば「ボランティア活動の在り方について見直す必要が出てきています」とか表現を変えていただくと、我々と活動している方々にもすんなり入ってくるのかなと思いました。

それから、施策のところ、139頁になりますが、市民の緑に対する意識の高揚について施策を掲げているところで、これから説明があると思いますが、『鎌倉市のみどり』の75頁に「緑の環境感謝の日 参加人数」というのがあり、これは私もレンジャー活動しているときに風致保存会の施策かなと思っていたのですが、11月23日の勤労感謝の日を鎌倉市は環境感謝の日ということで、緑に関する団体も一斉に活動しようというものかなと思っていましたが、どこかのタイミングでなくなってしまったように思います。もしこの施策がまだ生きているのであれば、今一度この意識の高揚のところに入れていただいとお声掛けしていけるように出来ると良いかなと思いましたので、この2点についてご検討をお願いいたします。

入江会長：7ページのところ、書き方だと思いますので、事務局と調整したいと思います。

上村委員：図が多く入っているのは良いですが、図の引用を文章中に入れていただいた方が、この図は何に関連しているのかというのがわかって良いのではないかと思います。例えば114頁の図4-8に間伐の話が出ていますが、この部分がどこに関連するのか、強く関連するところに引用されると良いかと思いました。また、緑の質の向上が108頁のリーディング・プロジェクトのところ、示されており、危険木の伐採、あるいは間伐をしてCO₂の吸収量を向上させるということになっていますが、切った木をエネルギーとして利用していくんだという行き先をある程度明示して、バイオマスエネルギーとして使っていくことを明言できると、鎌倉市で生産した緑によって化石燃料を使わずに済んだということを表現できるのでなお良いと思いました。今後のアクションプランの方でも、そういったことを入れると良いかと思いました。

入江会長：図を文章の中に入れると更にわかりやすくなると思うので、入れる形が取れたらと思います。また108頁について、手入れした先をどうするのかというお話もいただきました。そのあたりも、バイオマスエネルギーへの利活用に努めていきますとか、そのような文言があっても良いと思いますので、事務局と相談しつつ進めていければと思います。

押田委員：先ほど松行委員がおっしゃった「図が多い」というのに関連するのですが、私も似たような図が多いと感じておまして、例えば116頁の図4-9と119頁のフロー、これは半分くらい文言が重複しています。同じ4章の中であるならば、可能であれば図4-9の中に119

頁のフローを収めていただくとわかりやすくなると思いました。というのも、グリーン・マネジメントの実践が図 4-9 に来ていて、最終的な緑の将来都市像の実現は一緒になっています。これの他にも細かいレベルで似たようなものが多いと混乱を来すのではないかと、また、今後概要版を作成されるのであれば、できる限り簡略化しわかりやすい図表で表現しなければならないとなると、複数図表があつて重複するよりは精査した上でひとまとまりにした方が良くと思いますのでご検討いただければと思います。

入江会長：今押田委員がおっしゃったのは、116 頁の図 4-9 と 119 頁のフローを一緒にできないかということでしょうか。確かにゴールは同じ「緑の将来都市像の実現」となっています。要検討です。

秋山みどり公園課長：上村委員、押田委員からお話いただいた「見やすくする工夫」について、平成 23 年度の計画から見やすくするというのは考えてきたことなので、同じような図が出てくるというのはご指摘のとおりで、こちらも苦慮しているところですが、対応していきたいと思います。

田中委員：一生懸命市の方が作ってくださっているのがわかりますが、もう少し冊子を薄くできないかと思います。内容が多すぎ、また同じようなことが繰り返し出ている感じがしなくてもいいです。87 頁の図 3-11 など、どこか別のところで文章で出ていると思うので不要だと感じますし、見やすくなると良いと思います。写真が入っているのは、これはどこの写真だとか分かって楽しいので良いと思いますが、地図は内容が違うのはわかりますが同じようなものが何回も出ており、もっと全体的にすっきりさせると良いと思います。

入江会長：先ほど上村委員がおっしゃっていたように、87 頁の図 3-11 は 86 頁のどこかの文章に対応しているのでしょうか。

秋山みどり公園課長：図についても、同じようなものが出てくるというご意見はごもっともだと思います。もともと行政計画ということで余すところなくしっかり書くということで作っているのですが、そこを変えとなると初めから考え方を根本的に変えなければという気がしますが、必要でない図等は精査していきたいと思います。

岩田委員：私もあまり図を見てこなかったのですが、110 頁の図 4-4 について、右側に手入れ後のイメージがありますが、独断的なイメージで、全くなくても良いと思います。また、バイオマスの中で、市の中でも色々動いていますが、今の委員は過去の資料等を持っていないので、資料を作って配付していただければと思います。

入江会長：時間も超過しているので、他にお気づきの点がありましたら 1 週間程度のうちに事務局にお寄せいただきたいと思います。この場は皆様からご意見をいただいたということでしょうか。

吉田部長：本日の資料で訂正が間に合わなかったのですが、116 頁、117 頁のアクションプランに関するところで、市の総合計画が今のところ 6 年スパンということで 6 年ごとに 1 サイクルを回すということなのですが、緑の基本計画については計画期間が 20 年ということで合わないことになってしまうので表現を工夫させていただき、再度会長と調整させていただきます。また、先ほど岩田委員から人口のグラフについてお話がありましたが、計画期間が 20 年のため、20 年くらいまで推計を出せば良いと思っていますので、そのように調整

させていただきます。

入江会長：それではこの事項については終了とさせていただきます。

(2) 令和2年度緑政実績について

入江会長：続きまして報告事項(2)「令和2年度緑政実績について」事務局から報告をお願いいたします。

秋山みどり公園課長：報告事項(2)「令和2年度緑政実績について」報告します。資料3をご覧ください。

この「鎌倉市のみどり」は、緑の基本計画の施策展開の柱としている「グリーン・マネジメント」の考え方に沿って、計画に基づく施策・事業に係る毎年の取り組み・成果をまとめて、本審議会に報告の上で毎年公表しているものです。本書は、事業実績を報告すること以外にも、計画の進行管理書としての性格を位置付けており、本書において、計画の実現に向けた目標の更新や施策内容・方針を修整し、今後の施策展開に反映させることとしています。今年度につきましても、案をまとめましたので、本日の審議会で委員の皆様のご意見もいただいた上で、内容を確定し、広く公表していく予定です。それでは、資料の内容について担当係長から説明します。

菊地係長：それでは、「鎌倉市のみどり」について説明いたします。資料3、本編2枚目の「目次」をご覧ください。本冊子は大きく三部構成としており、ローマ数字の「Ⅰ」が「緑の基本計画の概要」、「Ⅱ」が「計画推進の取り組みと実績」、「Ⅲ」が「関係資料」としております。本日は、時間の都合もございますので、各部から主な部分を抜粋して説明いたします。はじめに、ローマ数字「Ⅰ」の「緑の基本計画の概要」から説明いたします。14頁及び15ページをご覧ください。14頁の表「地域制緑地等の指定目標」及び15頁の表「施設緑地の整備目標」について、一番左の列に現況のデータを示し、計画策定時や中間年次などと比較できるようにしております。続きまして16頁、17頁をご覧ください。左上の図は「緑の基本計画がめざす緑地指定等の方針図」、右下の図は「緑の基本計画に基づく実績」となっております。次に、20頁からのローマ数字「Ⅱ」「計画推進の取り組みと実績」について説明いたします。「緑地保全に係る法制度」について、24頁「近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区」をご覧ください。「近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区」では、「取り組みと実績」の欄、箇条書きの最後に、買入れ申出への対応として、合わせて1万8千884.91平方メートルの土地を買入れたことを記載しております。続きまして、33頁「生産緑地地区・特定生産緑地」をご覧ください。平成29年に生産緑地法が改正され、特定生産緑地制度が創設されたことに伴い、令和3年2月1日及び2月25日に特定生産緑地の指定公示を行い、令和2年度末現在、令和4年11月に指定から30年を迎える生産緑地地区111箇所のうち14箇所を特定生産緑地として指定公示している旨を記載しております。続きまして、38頁「(4)市独自の緑地保全等に係る制度等」をご覧ください。「取り組みと実績」の欄「樹林管理事業」では、市内を6地区に分けて、1年間に2地区、3年サイクルで事業を実施していましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、予算の執行を抑制するため、浄明寺・十二所地区の1地区のみの実

施となった旨記載しております。続きまして、44頁「(5) 緑地保全財源の確保等」をご覧ください。ふるさと寄附金制度や募金による緑地保全基金への寄附について実績を示しております。45頁の表の最下部の「合計」欄のとおり、令和2年度の緑地保全基金への寄附額は合計で610万7千697円であったことを記載しております。続きまして、「(6) 緑地の質の充実」に移りまして、48頁「森林環境譲与税を活用した森林整備」をご覧ください。「取り組みと実績」の下部に令和2年度の譲与税を活用してGISの使用環境を整えたこと及び森林環境譲与税基金の運用を開始した旨を記載しております。続きまして、73頁以降の「(12) 緑化推進団体等の育成と連携」「(13) 古都鎌倉の緑の知識の普及」及び「(14) 緑に対する意識の高揚」ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、また、同感染症の感染拡大に伴う市の財政状況のひっ迫のため、一部事業について中止となりました。一例として、75頁一番下の表「かまくら里山フェスタ」、77頁「緑のレンジャー」、83頁「緑の学校」、88頁「緑のポスターコンクール」、90頁「緑化まつり」等について令和2年度は中止した旨記載しています。続きまして、9頁「特定地区に関する取り組みと実績等」をご覧ください。91頁から「近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区」について、93頁から「特別緑地保全地区」について記載しています。104頁から109頁まで、「③確保緑地の適正整備事業」について記載していますが、冊子に記載しているものは令和元年度のものとなっております。当日配付資料として机上に置かせていただきました資料3-2が令和2年度の実施内容となっており、最終的にこちらを冊子の中に置き換えることとなりますので、ご承知おきいただければと思います。続きまして、122頁「流域を踏まえた地域別の主な取り組みと実績」をご覧ください。これは、緑の基本計画の中で「地域別の方針」として示しているもので、柏尾川や滑川などの河川を基に市域を6つの流域に分け、それぞれに「緑の配置の方針」や「計画推進のための主な取り組み」を記載しております。ローマ数字「Ⅱ」「計画推進の取り組みと実績」は以上です。続きまして137頁をご覧ください。ローマ数字の「Ⅲ」「関係資料」は、緑の現況に関する基礎資料として、各数値等を更新しております。本編については、以上です。次に、別冊について説明いたします。当日配付資料として机上に置かせていただきました資料3-3「別冊 主な施策の執行済額一覧（令和2年度分）」をご覧ください。こちらは主な事業の執行額一覧となっており、昨年同様、把握可能な範囲で、執行済の金額を記載しております。1頁から3頁までの執行額の内訳は、右側に、国費、県費、市費等の内訳を記載しております。4頁の円グラフは、この一覧表を基に、割合を示したものとなっております。概要の説明は以上となります。委員の皆様からご提案などがございましたら、ご教示いただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

山内委員：先ほども質問しましたが、75頁の「みどりの環境感謝の日」というのは市の施策として実施されているという認識でよろしいでしょうか。

秋山みどり公園課長：こちらは鎌倉風致保存会が企画しているものでして、市としては鎌倉風致保存会が主催する「かまくら里山フェスタ」に参加させていただいているというものとなっております。

岩田委員：12頁の「緑地の質の充実」を伝えている写真で、「山崎・台峯緑地」に（仮称）が付いたままになっており、一方で119頁では（仮称）が取れています。どの時点から（仮称）

を付けるのか付けないのか、判断基準を教えてくださいたいと思います。それから、緑地の質の充実の 48 頁で「流域の自然環境調査等の推進」を記載していただいているのですが、少し気になったのが河川のところで、125 頁以降の令和 2 年度の主な実績等がほとんど空欄になっています。何も書けないというのが本来的には問題なのですが、「鎌倉市のみどり」はうまくまとめていただけており、非常に重要なデータ集になっていますので、ぜひ充実をお願いしたく、これだけスペースがあるので空欄のままではなくて何か工夫していただきたいと思います。何か必要な写真があれば提供しますのでおっしゃってください。

後藤係長：都市計画として定める緑地に関しては、都市計画決定するまでは（仮称）を付け、決定した後は（仮称）を外すということにしています。山崎・台峯緑地は平成 31 年 2 月 6 日に都市計画決定しましたので、この日以前は（仮称）が付き、この日以降は（仮称）が取れるということです。12 頁につきましては、（仮称）を取る修正をいたします。

入江会長：後半ご指摘いただいた流域のところはごもっともでして、もう少し文言を加筆していくというところも今後の課題かなと思っています。

岩田委員：24 頁のところ、先ほど基本計画のときにも申し上げた自然環境保全地域のことも整理されているので、これを基本計画に再掲していただければと思います。もう 1 点、今まとめていただいている適正整備の報告書、「鎌倉市のみどり」はどうしてもページ数に制限がありますから、過去 10 年間全てが網羅されているわけではないので、この 10 年を総括する形で、これとは別に報告書を作成されても良いのかなと思います。

山内委員：10 ページの「環境を支える連携の推進」の写真、「緑のレンジャー・自主活動」となっていますが、今はもう自主活動はしていないので、文言の変更をお願いしたいと思います。

秋山みどり公園課長：10 ページにつきましては、文言の修正を行います。確保緑地の適正整備事業につきましては、令和元年度に 10 年間分の報告を緑政審議会の中で行っていると思いますので、そちらを見直して今後活かしたいと思います。

入江会長：他はよろしいでしょうか。この内容につきましても議論し切れなところがあると思いますので、概ね 1 週間程度を目途にもう一度ご確認いただき、ご意見を事務局に寄せていただきたいと思います。いただいたご意見は事務局と相談しながら、出来る限り反映したいと思います。それではこの事項につきましても終了といたします。

入江会長：以上で報告事項が全て終了しましたが、その他にご質問などございますか。

(質問等なし)

入江会長：それでは、報告事項を終了します。

3 その他

入江会長：続きまして、次第 3「その他」として、次回の日程調整について事務局からお願いいたします。

(1) 次回審議会日程調整

秋山みどり公園課長：次回の審議会開催日程は未定です。従いまして、次回の日程につきましては、

別途事務局から各委員に対して日程調整のご連絡をさせていただきたいと考えております。

入江会長：それでは、次回の開催日程については、後日、事務局から各委員に日程調整についての連絡を行うことといたします。

(全員了承)

(2) 当日確認事項

入江会長：それでは、本日の次第の最後になります。本日の確認事項を事務局からお願いします。

秋山みどり公園課長：第 77 回鎌倉市緑政審議会の確認事項を読み上げます。

1 審議事項、(1) 前回会議録の確認について、会議録を配付し、委員の確認をもって了承いただいた。

2 報告事項、(1) 鎌倉市緑の基本計画の見直しについて、鎌倉市緑の基本計画（素案）（案）について事務局から報告を行い、内容について概ね了承いただき、後日提出されるご意見の取扱いについては会長一任とすることとした。(2) 令和 2 年度緑政実績について、事務局から報告を行い、内容について概ね了承いただき、後日提出されるご意見については事務局にて可能な限り反映してまとめることとした。

3 その他、(1) 次回審議会日程調整について、令和 3 年度第 2 回の審議会の開催について、後日日程調整することとした。

当日確認事項としては以上となります。委員の皆様におかれましては、申し上げた内容でご了承いただければと思いますが、ご意見等はございますか。

(意見なし)

入江会長：特にご意見がなければ、本日の確認事項については了承ということで確認しました。

それでは、本日の緑政審議会は、これで終了したいと思います。

(終了)